

東村山市地域公共交通会議の傍聴に関する定め

(令和4年2月22日決定)

第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針 第5 第4項の規定に基づき、東村山市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、10人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の住所・氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 傍聴により知り得た発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。発言委員氏名を広く公にすると、外部からの圧力等により委員の率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるため（市が後日ホームページ等で公表する会議録も発言委員氏名は記載しない）。

第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第6 その他

この定めに定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この定めは、令和4年2月22日の会議において決定し、同日から施行する。